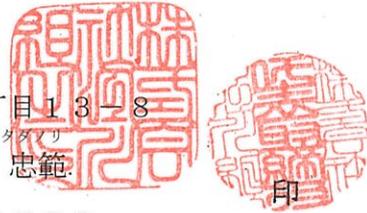


指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 カブシキガイシャ エガワグミ 株式会社 江川組  
 〒562-0015  
 住所 大阪府箕面市稲5丁目13-8  
 代表者氏名 エガワ タケノリ 代表取締役 江川 忠範  
 電話番号 072-727-7777  
 FAX番号 072-730-2222  
 メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

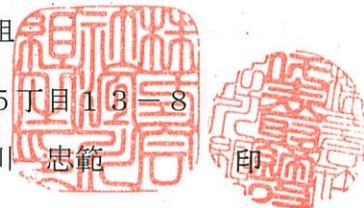
様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 江川組  
〒562-0015  
住 所 大阪府箕面市稲5丁目13-8  
代表者氏名 代表取締役 江川 忠範



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 エガワ タダノリ 江川 忠範	
取締役 エガワ マキコ 江川 麻紀子	
取締役 エガワ ヒロコ 江川 弘子	
監査役 エガワ カズノリ 江川 和範	
事業の範囲	土木工事業、管工事業、水道施設工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 江川組
上記事業所の所在地	郵便番号 562-0015 住所 大阪府箕面市稲5丁目13番8号  電話番号 072-727-7777 F AX番号 072-730-2222 メールアドレス
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
江川 忠範  江川 弘子	第 73074 号  第 73023 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	1	
	エンジンカッター	K 7 6 0	1	
	パイプカッター	N 3 0 (φ5~34)	1	
	塩ビカッター	V C 6 3	2	
	塩ビカッター	V C 2 7	2	
管の加工用の 機械器具	やすり	300平型判丸型	1	
	パイプねじ切り器	ベビーリード型	1	
接合用の 機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	1	
	パイプレンチ	20~350mm	4	
	アンギラス	250mm	4	
水圧テスト ポンプ	手動式テストポンプ	T P 5 0 B	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

# 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

株式会社 江川組

住 所

大阪府箕面市稲5丁目1-8

代表者氏名

代表取締役 江川 忠範



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

大阪府箕面市稲五丁目13番8号  
株式会社江川組

会社法人等番号	1209-01-020280
商号	株式会社江川組
本店	大阪府箕面市稲五丁目13番8号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成6年10月31日
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土木工事業、舗装工事業、建築工事業、大工工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、管工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、電気工事業、電気通信工事業、造園工事業、しゅんせつ工事業、防水工事業、機械器具設置工事業、消防施設工事業、板金工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、さく井工事業</li> <li>2. 給水装置工事業、排水設備工事業、貯水槽清掃業、浄化槽清掃業、建築物環境衛生管理業、産業廃棄物収集運搬業</li> <li>3. 建築設計、監理</li> <li>4. 土木建築用資材・機材・輸送用機器・事務用機器・医療用機器のレンタル業</li> <li>5. 労働者派遣事業法に基づく派遣業務全般</li> <li>6. 不動産の売買、交換、賃貸借、管理、仲介</li> <li>7. 不動産、経済に関する情報提供サービス業</li> <li>8. 警備業法に基づく警備業</li> <li>9. 古物営業法に基づく古物店経営</li> <li>10. 衣料品、家庭用電気製品、日用品雑貨、家具、食料品の輸出入、販売</li> <li>11. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、生命保険の募集に関する業務</li> <li>12. スポーツ施設、ホテル、旅館、レストラン、喫茶店の経営</li> <li>13. 一般旅行業、旅行業代理業</li> <li>14. 前各号に付帯関連する一切の事業</li> </ol> <p style="text-align: right;">平成16年 5月 3日変更      平成16年 5月13日登記</p>
発行可能株式総数	2400株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 800株

株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記	
資本金の額	金4000万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。		
役員に関する事項	取締役 江川 忠 範	平成27年 2月19日重任 平成27年 2月19日登記	
	取締役 江川 麻 紀 子	平成27年 2月19日重任 平成27年 2月19日登記	
	取締役 江川 弘 子	平成27年 2月19日重任 平成27年 2月19日登記	
	大阪府池田市畑三丁目10番11号 代表取締役 江川 忠 範	平成27年 2月19日重任 平成27年 2月19日登記	
	大阪府箕面市萱野五丁目12番3号 代表取締役 江川 忠 範	平成28年12月31日住所 移転 平成29年 6月 5日登記	
	監査役 江川 和 範	平成27年 2月19日重任 平成27年 2月19日登記	
	取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
	監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
	登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成15年 8月 4日移記

大阪府箕面市稲五丁目13番8号  
株式会社江川組

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(大阪法務局北大阪支局管轄)

令和 元年 7月29日

大阪法務局池田出張所  
登記官

阿 部 晃





株式会社 江川組

定 款

# 株式会社江川組定款

## 第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社江川組 と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事業、舗装工事業、建築工事業、大工工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業、管工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、電気工事業、電気通信工事業、造園工事業、しゅんせつ工事業、防水工事業、機械器具設置工事業、消防施設工事業、板金工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、さく井工事業
2. 給水装置工事業、排水設備工事業、貯水槽清掃業、浄化槽清掃業、建築物環境衛生管理業、産業廃棄物収集運搬業
3. 建築設計、監理
4. 土木建築用資材・機材・輸送用機器・事務用機器・医療用機器のレンタル業
5. 労働者派遣事業法に基づく派遣業務全般
6. 不動産の売買、交換、賃貸借、管理、仲介
7. 不動産、経済に関する情報提供サービス業
8. 警備業法に基づく警備業
9. 古物営業法に基づく古物店経営
10. 衣料品、家庭用電気製品、日用品雑貨、家具、食料品の輸出入、販売
11. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、生命保険の募集に関する業務
12. スポーツ施設、ホテル、旅館、レストラン、喫茶店の経営
13. 一般旅行業、旅行業代理業
14. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 大阪府箕面市 に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

(機関の設置)

第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2400株とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株券の発行)

第 8 条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第 9 条 当社の発行する株券は、1株券、10株券、50株券、100株券の4種類とする。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 10 条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 12 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当  
会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提  
出しなければならない。

2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株  
券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しな  
ければならない。

(手数料)

第 13 条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなけれ  
ばならない。

(株主の住所等の届出)

第 14 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、  
当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なけれ  
ばならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 15 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権  
を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行  
使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して  
臨時に基準日を定めることができる。

### 第 3 章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 16 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議を  
することができる。

(招集)

第 17 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会  
は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 18 条 株主総会を招集するには、株主総会の日々の 1 週間前までに、議決権を行使

することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

- 第 19 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
- 2 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

- 第 20 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 21 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

- 第 22 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第 23 条 当会社の取締役は、5名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第 24 条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 25 条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 26 条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

2 代表取締役のうち1名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。

3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第 27 条 取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。

2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第 28 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第 29 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監

査役が異議を述べたときは、この限りではない。

- 2 取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

（取締役会議事録）

- 第 30 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

（取締役会規程）

- 第 31 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

（報酬等）

- 第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

## 第 5 章 監査役

（員数）

- 第 33 条 当会社の監査役は、2名以内とする。

（選任及び解任の方法）

- 第 34 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。
  - 2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

（任期）

- 第 35 条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了すべ

き時までとする。

(報酬等)

第 36 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

(監査の範囲)

第 37 条 監査役の監査の範囲については、会計に関するものに限る。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。

(剰余金の配当等)

第 39 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 40 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

この定款は、当会社の現行定款に相違ありません。

令和元年 7月 29日

(本 店)

大阪府箕面市稲5丁目13番8号

(商 号)

株式会社 江 川 組

(代表者)

代表取締役 江 川 忠 範



第七三〇七四号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

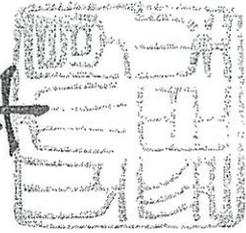
氏名 江川 忠 範

昭和四十七年三月二日生

水道法(昭和二十一年法律第七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

平成十年八月五日

厚生大臣 宮下 創平



第七三〇二三号

給水装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

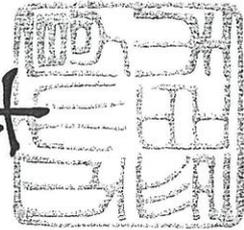
氏名 江川 弘子

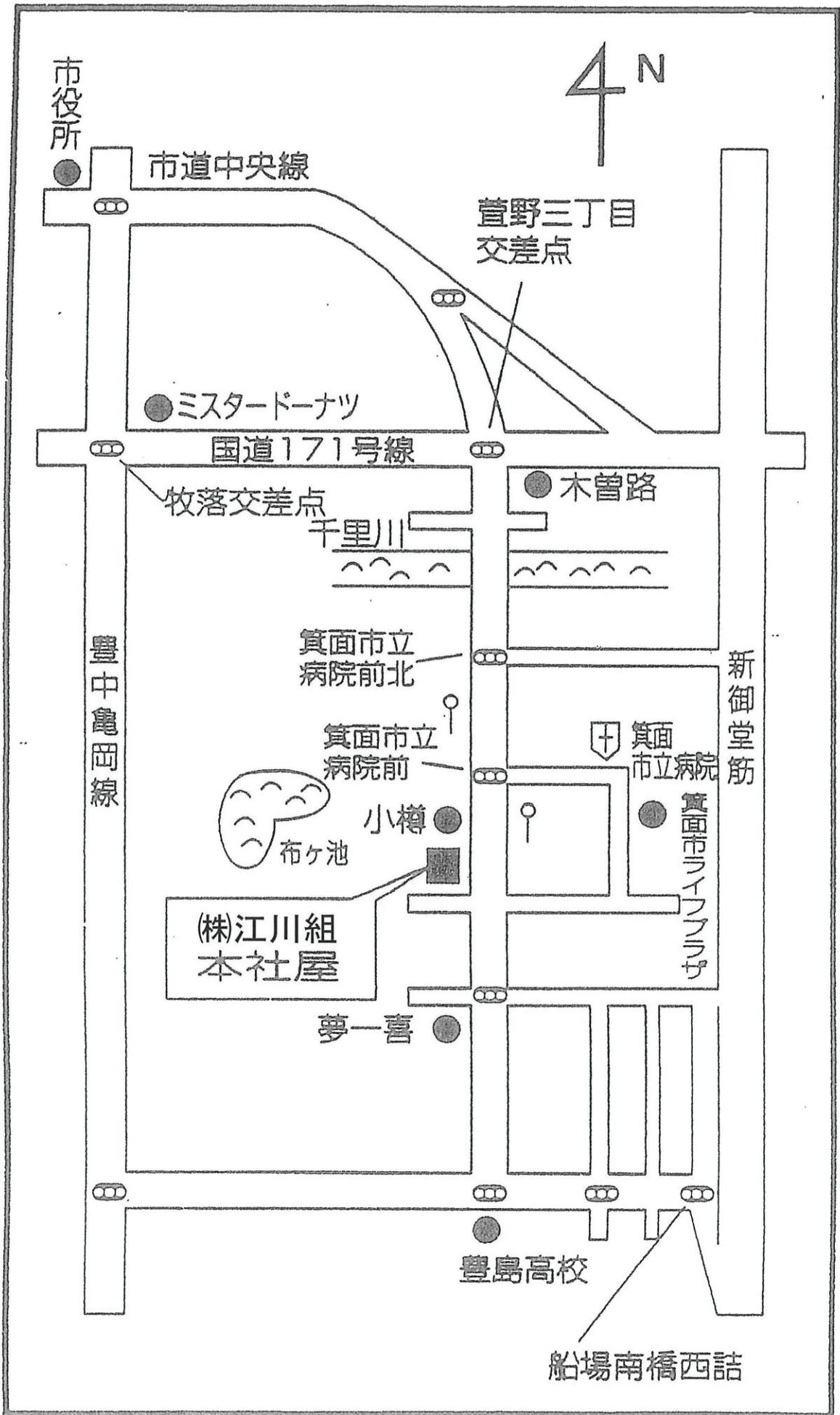
昭和二十六年二月九日生

水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置事主任  
技術者免状を交付する。

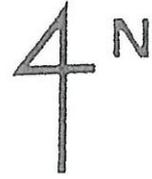
平成十年八月五日

厚生大臣 宮下 創平





市役所



市道中央線

菅野三丁目  
交差点

●ミスタードーナツ

国道171号線

牧落交差点

千里川

●木曾路

豊中亀岡線

箕面市立  
病院前北

新御堂筋

箕面市立  
病院前

箕面  
市立病院



小樽 ●

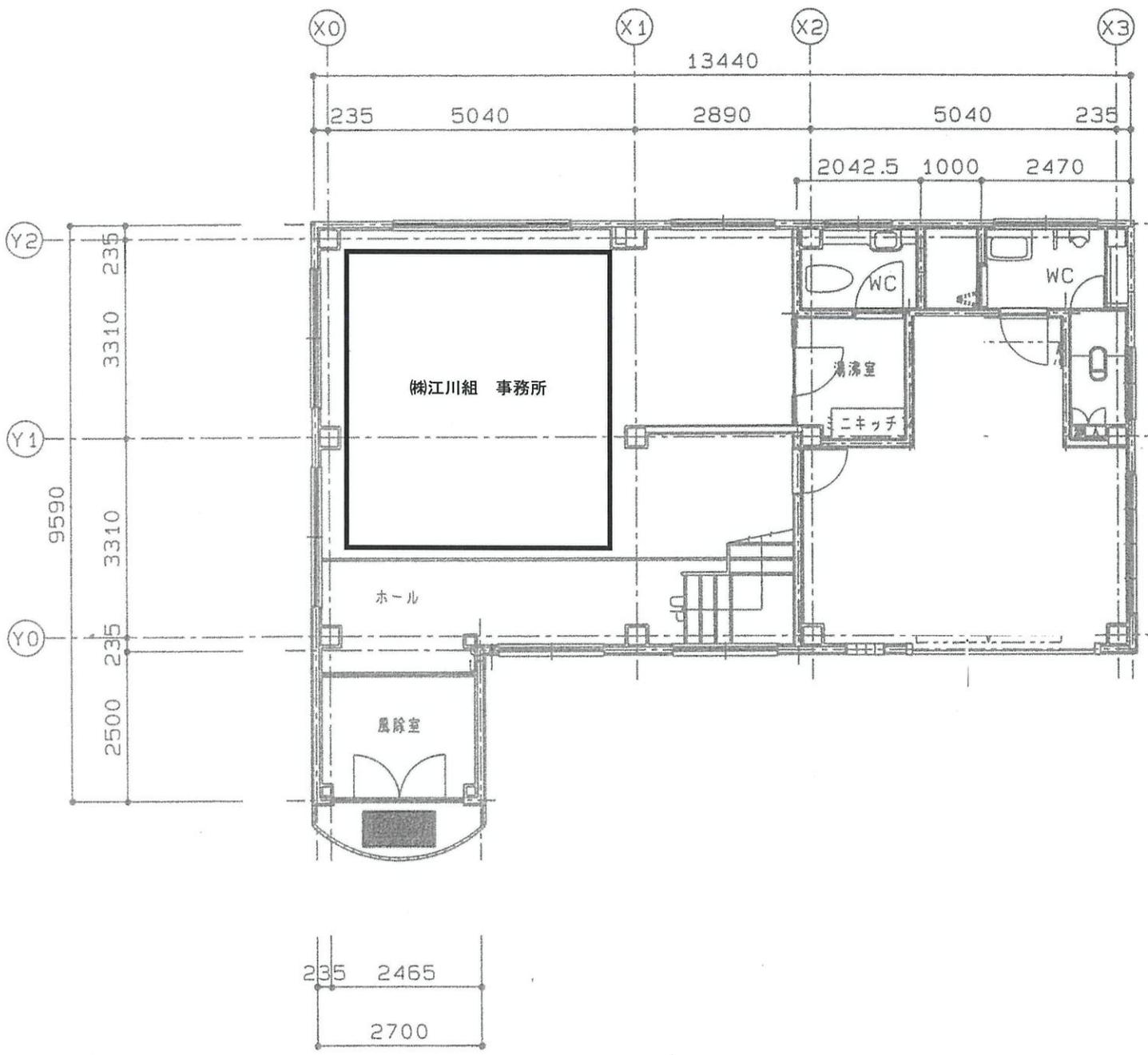
箕面市ライフプラザ

(株)江川組  
本社屋

夢一喜 ●

●豊島高校

船場南橋西詰



1階平面図 S=1/100

# 営業所写真

全景



商号



内部



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 カブシキガイシャ エガワグミ 株式会社 江川組  
 〒562-0015  
 住所 大阪府箕面市稲5丁目13-8  
 代表者氏名 エガワ タダノリ 代表取締役 江川 忠範  
 電話番号 072-727-7777  
 FAX番号 072-730-2222  
 メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 江川組  
住 所 大阪府箕面市稲5丁目1-3-8  
代表者氏名 代表取締役 江川 忠範 印

選任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

解任

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 江川組	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
江川 忠範	第 73074 号	
江川 弘子	第 73023 号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第七三〇七四号

給装盟事主任技術者免状

本籍 大阪府

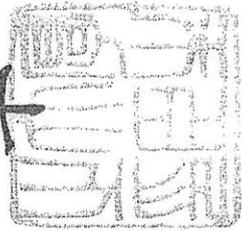
氏名 江川 忠 範

昭和四十七年三月二日生

水道法(昭和二十一年法律第百七号)の  
規定により給装盟事主任  
技術者免状を交付する。

平成十年八月五日

厚生大臣 宮下 創平



第七三〇二三号

給装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 江川 弘子

昭和二十六年二月九日生

水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の  
規定により給装置事主任  
技術者免状を交付する。

平成十年八月五日

厚生大臣 宮下 創平

